

那覇市公報

号外第 7 2 3 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例（こどもみらい課）	3862
○那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部を改正する条例 （消防局総務課）	3863
○那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（文化振興課）	3869
○那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例（総務課）	3871
○那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例 （廃棄物対策課）	3879
○那覇市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す る条例（ちゃーがんじゅう課）	3881
○那覇市指定介護サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正す る条例（ちゃーがんじゅう課）	3885
○那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例（ちゃーがんじゅう課）	3887
○那覇市手数料条例の一部を改正する条例（ハイサイ市民課）	3929
○那覇市シルバーワークプラザ条例を廃止する条例（ちゃーがんじゅう課）	3932

条 例

那覇市条例第40号
平成27年10月 2 日

那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

那覇市保育所設置及び管理条例(1964年那覇市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

名称	位置
[略]	
那覇市与儀保育所	那覇市樋川2丁目5番21号
[略]	

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

名称	位置
[略]	
那覇市与儀保育所	那覇市樋川1丁目8番21号
[略]	

那覇市条例第41号

平成27年10月 2 日

那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例(昭和47年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第4条関係)

名称	位置	管轄区域
那覇市 西消防 署	那覇市東町26番1 2号	字赤嶺 赤嶺1丁目 赤嶺2丁目 曙1丁目 曙2丁目 曙3丁目 安里1丁目 安里2丁目 旭町 字安次嶺 字安謝 字天久 泉崎1丁目 泉崎2丁目 字上之屋 字宇栄原 宇栄原1丁目 宇栄原2丁目 宇栄原3丁目 宇栄 原4丁目 宇栄原5丁目 宇栄原6丁目 奥武山町 字大嶺 字小禄 小禄1丁目 小禄2丁目 小禄3丁目 小禄4丁目 小禄5丁目 字鏡水 垣花町 垣花町1丁目 垣花町2丁目 垣花町3丁目 金城1丁目 金城2丁目 金城3丁目 金城4丁目 金城5丁目 鏡原町 字具志 具志1丁目 具志2丁目 具志3丁目 久米1丁目 久米2丁目 久茂地1丁目 久茂地2丁目 久茂地3丁目 住吉町1丁目 住吉町2丁目 住吉町3丁目 楚辺1丁目 楚辺2丁目 楚辺3丁目 字高良 高良1丁目 高良2丁目 高良3丁目

		字田原 田原1丁目 田原2丁目 田原3丁目 田原4丁目 通堂町 辻1丁目 辻2丁目 辻3丁目 壺川1丁目 壺川2丁目 壺川3丁目 壺屋1丁目 字当間 泊3丁目 西1丁目 西2丁目 西3丁目 東町 樋川1丁目 樋川2丁目 前島1丁目 前島2丁目 前島3丁目 牧志1丁目 牧志2丁目 牧志3丁目 松尾1丁目 松尾2丁目 松山1丁目 松山2丁目 港町1丁目 港町2丁目 港町3丁目 港町4丁目 字宮城 宮城1丁目 山下町 若狭1丁目 若狭2丁目 若狭3丁目
那覇市 中央消 防署	那覇市銘苅2丁目 3番8号	字安里 安里3丁目 安謝1丁目 安謝2丁目 天久1丁目 天久2丁目 上之屋1丁目 字上間 上間1丁目 おもろまち1丁目 おもろまち2丁目 おもろまち3丁目 おもろまち4丁目 字国場 古波蔵1丁目 古波蔵2丁目 古波蔵3丁目 古波蔵4丁目 字識名 識名1丁目 識名2丁目 識名3丁目 識名4丁目 首里赤田町1丁目 首里赤田町2丁目 首里赤田町3丁目 首里赤平町1丁目 首里赤平町2丁目 首里池端町 首里石嶺町1丁目 首里石嶺町2丁目 首里石嶺町3丁目 首里石嶺町4丁目 首里大名町1丁目 首里大名町2丁目 首里大名町3丁目 首里大中町1丁目 首里大中町2丁目 首里儀保町1丁目 首里儀保町2丁目 首里儀保町3丁目 首里儀保町4丁目 首里金城町1丁目 首里金城町2丁目 首里金城町3丁目 首里金城町4丁目 首里久場川町1丁目 首里久場川町2丁目 首里崎山町1丁目 首里崎山町2丁目 首里崎山町3丁目 首里崎山町4丁目 首里寒川町1丁目 首里寒川町2丁目 首里末吉町1丁目 首里末吉町2丁目 首里末吉町3丁目 首

	里末吉町4丁目 首里平良町1丁目 首里平良町2丁目 首里汀良町1丁目 首里汀良町2丁目 首里汀良町3丁目 首里当蔵町1丁目 首里当蔵町2丁目 首里当蔵町3丁目 首里桃原町1丁目 首里桃原町2丁目 首里鳥堀町1丁目 首里鳥堀町2丁目 首里鳥堀町3丁目 首 里鳥堀町4丁目 首里鳥堀町5丁目 首里真和志町1丁目 首里真和志町2丁目 首里山川町1丁目 首里山川町2丁目 首里山川町3丁目 字大道 壺屋2丁目 泊1丁目 泊2丁目 字仲井真 長田1丁目 長田2丁目 繁多川1丁目 繁多川2丁目 繁多川3丁目 繁多川4丁目 繁多川5丁目 字古島 古島1丁目 古島2丁目 真嘉比1丁目 真嘉比2丁目 真嘉比3丁目 字真地 字松川 松川1丁目 松川2丁目 松川3丁目 松島1丁目 松島2丁目 三原1丁目 三原2丁目 三原3丁目 字銘苺 銘苺1丁目 銘苺2丁目 銘苺3丁目 字与儀 与儀1丁目 与儀2丁目 字寄宮 寄宮1丁目 寄宮2丁目 寄宮3丁目
--	---

〔改正後 別記〕

別表(第4条関係)

名称	位置	管轄区域
那覇市 中央消 防署	那覇市銘苺2丁目 3番8号	字安里 安里1丁目 安里2丁目 安里3丁目 安謝1丁目 安謝2丁目 天久1丁目 天久2丁目 上之屋1丁目 字上間 上間1丁目 おもろまち1丁目 おもろまち2丁目 おもろまち3丁目 お もろまち4丁目 字国場 古波蔵1丁目 古波蔵2丁目 古波蔵4丁目 字識名 識名1丁目 識名2丁目 識名3丁目 識名4丁目 首里赤田町1丁目 首里赤田町2丁目 首里赤田町3丁目 首里赤平町1丁目 首里赤平町2丁目 首里池端町 首里石嶺町1丁目 首里石嶺町2丁目 首里石嶺町3丁目 首

		里石嶺町4丁目 首里大名町1丁目 首里大名町2丁目 首里大名町3丁目 首里大中町1丁目 首里大中町2丁目 首里儀保町1丁目 首里儀保町2丁目 首里儀保町3丁目 首 里儀保町4丁目 首里金城町1丁目 首里金城町2丁目 首里金城町3丁目 首 里金城町4丁目 首里久場川町1丁目 首里久場川町2丁目 首里崎山町1丁目 首里崎山町2丁目 首里崎山町3丁目 首 里崎山町4丁目 首里寒川町1丁目 首里寒川町2丁目 首里末吉町1丁目 首里末吉町2丁目 首里末吉町3丁目 首 里末吉町4丁目 首里平良町1丁目 首里平良町2丁目 首里汀良町1丁目 首里汀良町2丁目 首里汀良町3丁目 首里当蔵町1丁目 首里当蔵町2丁目 首里当蔵町3丁目 首里桃原町1丁目 首里桃原町2丁目 首里鳥堀町1丁目 首里鳥堀町2丁目 首里鳥堀町3丁目 首 里鳥堀町4丁目 首里鳥堀町5丁目 首里真和志町1丁目 首里真和志町2丁目 首里山川町1丁目 首里山川町2丁目 首里山川町3丁目 楚辺1丁目 楚辺2丁目 字大道 壺屋1丁目 壺屋2丁目 泊1丁目 泊2丁目 字仲井真 長田1丁目 長田2丁目 繁多川1丁目 繁多川2丁目 繁多川3丁目 繁多川4丁目 繁多川5丁目 樋川1丁目 樋川2丁目 字古島 古島1丁目 古島2丁目 真嘉比1丁目 真嘉比2丁目 真嘉比3丁目 牧志3丁目 字真地 松尾1丁目 松尾2丁目 字松川 松川1丁目 松川2丁目 松川3丁目 松島1丁目 松島2丁目 三原1丁目 三原2丁目 三原3丁目 字銘苅 銘苅1丁目 銘苅2丁目 銘苅3丁目 字与儀 与儀1丁目 与儀2丁目 字寄宮 寄宮1丁目 寄宮2丁目 寄宮3丁目
那覇市 西消防 署	那覇市東町26番1 2号	字赤嶺 赤嶺1丁目 赤嶺2丁目 曙1丁目 曙2丁目 曙3丁目 旭町

	字安次嶺 字安謝 字天久 泉崎1丁目 泉崎2丁目 字上之屋 字宇栄原 宇栄原1丁目 宇栄原2丁目 宇栄原3丁目 宇栄 原4丁目 宇栄原5丁目 宇栄原6丁目 奥武山町 字大嶺 字小禄 小禄1丁目 小禄2丁目 小禄3丁目 小禄4丁目 小禄5丁目 字鏡水 垣花町 垣花町1丁目 垣花町2丁目 垣花町3丁目 金城1丁目 金城2丁目 金城3丁目 金城4丁目 金城5丁目 鏡原町 字具志 具志1丁目 具志2丁目 具志3丁目 久米1丁目 久米2丁目 久茂地1丁目 久茂地2丁目 久茂地3丁目 古波蔵3丁目 住吉町1丁目 住吉町2丁目 住吉町3丁目 楚辺3丁目 字高良 高良1丁目 高良2丁目 高良3丁目 字田原 田原1丁目 田原2丁目 田原3丁目 田原4丁目 通堂町 辻1丁目 辻2丁目 辻3丁目 壺川1丁目 壺川2丁目 壺川3丁目 字当間 泊3丁目 西1丁目 西2丁目 西3丁目 東町 前島1丁目 前島2丁目 前島3丁目 牧志1丁目 牧志2丁目 松山1丁目 松山2丁目 港町1丁目 港町2丁目 港町3丁目 港町4丁目 字宮城 宮城1丁目 山下町 若狭1丁目 若狭2丁目 若狭3丁目
--	--

那覇市条例第42号

平成27年10月 2 日

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市文化行政審議会	[略]
	那覇市生涯学習推進協議会	[略]
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市文化行政審議会	[略]
	<u>那覇市新文化芸術発信拠点施設設計者選定委員会</u>	<u>那覇市新文化芸術発信拠点施設の設計者の選定に関すること。</u>
	那覇市生涯学習推進協議会	[略]
	[略]	
[略]		

那覇市条例第43号

平成27年10月 2 日

那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例

那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<u>(個人番号の利用範囲)</u> <u>第8条の3 番号法第9条第2項の規定により条例で定める事務は、市長又は教育委員会が行う番号法別表第2の第2欄に掲げる事務及び市長が行う別表第1の中欄に掲げる事務とする。</u> <u>2 市長は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、番号法第2条第14項の情報提供ネットワークシステムを使用して他の同条第12項の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u> <u>3 市長は、別表第1の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。</u> <u>4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</u> <u>(特定個人情報の提供)</u> <u>第9条の4 番号法第19条第9号の規定により条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、教育委員会が、市長に対し、別表第2の左欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の右欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、市長が当該特定個人情報を提供するときとする。</u>

	2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。 [別表第1 別記] [別表第2 別記]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。	

付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

[改正後 別記]

別表第1(第8条の3関係)

号	事務	特定個人情報
(1)	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費又は療育の給付の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	次に掲げる情報であつて規則で定めるもの ア 住民関係情報(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条各号に規定する事項をいう。以下同じ。) イ 医療保険給付関係情報(番号法別表第2の1の項の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収若しくは賦課に関する情報をいう。以下同じ。) ウ 地方税関係情報(地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。)
(2)	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	次に掲げる情報であつて規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 児童扶養手当関係情報(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。)

		エ 特別児童扶養手当関係情報(特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。)
(3)	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 生活保護関係情報(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。) エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報をいう。以下同じ。)
(4)	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報
(5)	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 障がい者関係情報(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報をいう。以下同じ。)
(6)	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
(7)	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 生活保護関係情報 エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報

(8)	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 障がい者関係情報 ウ 公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅の管理に関する情報 エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する情報
(9)	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 障がい者関係情報 オ 介護保険給付等関係情報(介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収若しくは賦課に関する情報をいう。以下同じ。)
(10)	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 障がい者関係情報
(11)	戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)による援護に関する事務であって規則で定めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
(12)	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 障がい者関係情報 オ 国民年金法(昭和34年法律第141号)による加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する情報
(13)	国民年金法による加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 児童扶養手当関係情報 エ 生活保護関係情報
(14)	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報

	する事務であって規則で定めるもの	ウ 生活保護関係情報 エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報
(15)	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 障がい者関係情報
(16)	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 障がい者関係情報 ウ 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給又は措置(同法第27条第1項第3号又は第2項に規定する措置をいう。)に関する情報
(17)	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
(18)	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和38年法律第61号)による特別給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
(19)	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報
(20)	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報
(21)	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
(22)	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報
(23)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
(24)	特別児童扶養手当等の支給に関する	住民関係情報であって規則で定めるもの

	る法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
(25)	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和40年法律第100号)による特別弔慰金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
(26)	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報
(27)	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和41年法律第109号)による特別給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
(28)	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和42年法律第57号)による特別給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
(29)	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報
(30)	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 生活保護関係情報 エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 オ 障がい者関係情報 カ 介護保険給付等関係情報
(31)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 障がい者関係情報 ウ 公営住宅法による公営住宅の管理に関

	配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	する情報 エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報
(32)	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収若しくは賦課に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 障がい者関係情報
(33)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 生活保護関係情報 エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報
(34)	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報
(35)	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報
(36)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 特別児童扶養手当関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 障がい者関係情報 カ 介護保険給付等関係情報 キ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 ク 第24号の福祉手当の支給に関する情報
(37)	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 児童扶養手当関係情報 エ 特別児童扶養手当関係情報

の	オ 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報 ケ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報
---	---

[改正後 別記]

別表第2(第9条の4関係)

事務	特定個人情報
学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 生活保護関係情報

那覇市条例第44号

平成27年10月 2 日

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成5年那覇市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（市民が排出等をしてはならない一般廃棄物） 第20条 市民は、次に掲げる一般廃棄物を、本市若しくは収集運搬業者が行う一般廃棄物の収集に際して排出し、又は市長の指定する一般廃棄物処理施設に搬入してはならない。 （1）〔略〕 （2）適正処理困難一般廃棄物 （3）～（4）〔略〕 2 〔略〕 〔別表 別記〕	（市民が排出等をしてはならない一般廃棄物） 第20条 〔略〕 （1）〔略〕 （2）適正処理困難一般廃棄物（<u>スプリング入りマットレス及びスプリング入りソファーを除く。</u>） （3）～（4）〔略〕 2 〔略〕 〔別表 別記〕
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合は、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

（施行期日）

- 1 この条例中、別表の改正規定は平成28年3月1日から、第20条の改正規定は平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、平成28年4月1日以後の収集又は搬入に係る一般廃棄物の処理手数料について適用し、同日前の収集又は搬入に係る一般廃棄物の処理手数料については、なお従前の例による。

〔改正前 別記〕

別表(第28条関係)

区分		手数料
市が収集する 一般廃棄物(ご み)の処理	〔略〕	
	粗大ごみ	1個又は1束につき 300円
〔略〕		

〔改正後 別記〕

別表(第28条関係)

区分			手数料	
市が収集する 一般廃棄物の 処理	粗大ごみ	大(1立方メートル以上のもの又は10キログラムを超えるもの)	1個又は1束につき 600円	
		小(大以外のもの)	1個又は1束につき 300円	
	適正処理 困難物	スプリング入りマットレス	1個につき 2,400円	
		スプリング入り	2人掛け以上	1脚につき 1,800円
		ソファ	1人掛け	1脚につき 1,200円
	市民が排出し、 搬入する一般 廃棄物の処理	適正処理 困難物	スプリング入りマットレス	1個につき 1,800円
スプリング入り			2人掛け以上	1脚につき 1,200円
ソファ			1人掛け	1脚につき 600円
[略]				

那覇市条例第45号

平成27年10月2日

那覇市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

那覇市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例
第47号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の配置の基準) 第12条 養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム(併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。)にあつては第6号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第7号の調理員を置かないことができる。 (1)～(3) [略] (4) 支援員 ア 常勤換算方法で、一般入所者(入所者であつて、<u>外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護</u>(那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第50号)第238条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))又は<u>外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護</u>(那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第52号)第226条に規定する外部サ	(職員の配置の基準) 第12条 [略] (1)～(3) [略] (4) 支援員 ア 常勤換算方法で、一般入所者(入所者であつて、<u>指定特定施設入居者生活介護</u>(那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第50号)第217条第1項の<u>指定特定施設入居者生活介護</u>をいう。以下同じ。))、<u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護</u>(那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第51号)第130条第1項の<u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護</u>をいう。以下同じ。))又は<u>指定介護予防特定施設入居者生活介護</u>(那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及

サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の提供を受けていないものをいう。以下同じ。)の数が15人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。

イ [略]

(5)～(7) [略]

2～6 [略]

7 第1項第3号イ又は第2項第1号イの主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム(以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。)であって、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。

8 外部サービス利用型養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、第1項第3号又は第2項第1号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、1人を減じた数とすることができる。

9～12 [略]

(生活相談員の責務)

第22条 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 入所者の居宅サービス等の利用に

び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第52号)第203条第1項の指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の提供を受けていないものをいう。以下同じ。)の数が15人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。

イ [略]

(5)～(7) [略]

2～6 [略]

7 第1項第3号イ又は第2項第1号イの主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。

8 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、第1項第3号又は第2項第1号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、1人を減じた数とすることができる。

9～12 [略]

(生活相談員の責務)

第22条 [略]

(1) 入所者の居宅サービス等の利用に

際し、介護保険法第8条第23項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。 (2) <u>第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。</u> (3) <u>第29条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行うこと。</u> 2 [略] 3 <u>前2項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホームにあっては、主任支援員が前2項に掲げる業務を行うものとする。</u>	際し、介護保険法第8条第23項の居宅サービス計画又は同法第8条の2第16項の介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第23項の居宅介護支援事業又は同法第8条の2第16項の介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。 (2) <u>第27条第2項の苦情の内容等の記録を行うこと。</u> (3) <u>第29条第3項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。</u> 2 [略] 3 <u>指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、第12条第1項第3号の生活相談員を置いていない場合にあっては、主任支援員が前2項に掲げる業務を行うものとする。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第46号

平成27年10月 2 日

那覇市指定介護サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市指定介護サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

那覇市指定介護サービス事業者の指定に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例
第49号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第70条第2項第1号、<u>第78条の2第4項第1号、第79条第2項第1号、第115条の2第2項第1号、第115条の12第2項第1号及び第115条の22第2項第1号の規定に基づき、指定介護サービス事業者の指定に関する基準を定めるものとする。</u> 第3条～第7条 [略]	(趣旨) 第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第70条第2項第1号、<u>第78条の2第1項及び第4項第1号、第79条第2項第1号、第115条の2第2項第1号、第115条の12第2項第1号並びに第115条の22第2項第1号の規定に基づき、指定介護サービス事業者の指定に関する基準を定めるものとする。</u> <u>(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員)</u> <u>第3条 法第78条の2第1項の規定により条例で定める定員は、29人以下とする。</u> 第4条～第8条 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第47号

平成27年10月 2 日

那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成24年那覇市条例第51号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第7章 〔略〕	目次 第1章～第7章 〔略〕 <u>第8章 地域密着型介護老人福祉施設入 所者生活介護</u> 第1節 基本方針(第151条) 第2節 人員に関する基準(第152条) 第3節 設備に関する基準(第153条) 第4節 運営に関する基準(第154条— 第178条) 第5節 <u>ユニット型指定地域密着型介 護老人福祉施設の基本方針並 びに設備及び運営に関する基 準</u> 第1款 この節の趣旨及び基本方針 (第179条・第180条) 第2款 設備に関する基準(第181条) 第3款 運営に関する基準(第182条 —第190条)
第8章 〔略〕 第1節 〔略〕(第151条) 第2節 〔略〕(第152条—第154条) 第3節 〔略〕(第155条・第156条) 第4節 〔略〕(第157条—第163条)	第9章 〔略〕 第1節 〔略〕(第191条) 第2節 〔略〕(第192条—第194条) 第3節 〔略〕(第195条・第196条) 第4節 〔略〕(第197条—第203条)
付則 (指定地域密着型サービスの事業の一般 原則)	付則 (指定地域密着型サービスの事業の一般 原則)
第3条 〔略〕	第3条 〔略〕
2 〔略〕	2 〔略〕
	<u>3 指定地域密着型サービス事業者(その役 員及び従業者を含む。)は、暴力団員によ る不当な行為の防止等に関する法律(平</u>

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数) 第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者(以下この章において「事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この章において「従業者」という。)の職種及び員数は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略] (4) 訪問看護サービスを行う看護師等次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める員数 ア 保健師、看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。) 常勤換算方法で2.5人以上 イ [略] 2～12 [略] (指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針) 第52条 従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(5) [略] (6) 従業者は、利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーション(那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第50号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。以下同じ。)第65条第1項第1号に規定す	<u>成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員であってはならない。</u> 4 指定地域密着型サービス事業者は、その運営について、<u>前項の暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。</u> (定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数) 第7条 [略] (1)～(3) [略] (4) [略] ア 保健師、看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 常勤換算方法で2.5人以上 イ [略] 2～12 [略] (指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針) 第52条 [略] (1)～(5) [略] (6) 従業者は、利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーション(那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第50号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第65条第1項第1号に規定する指定訪問
--	---

る指定訪問看護ステーションをいう。)への連絡を行う等の適切な措置を講ずるものとする。

(7) [略]

看護ステーションをいう。)への連絡を行う等の適切な措置を講ずるものとする。

(7) [略]

第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第1節 基本方針

第151条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。)の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設(以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。)は、地域密着型施設サービス計画(法第8条第21項の地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。)に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業員の員数)

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(2) 生活相談員 1人以上

(3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)

ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。

イ 看護職員の数は、1人以上とすること。

(4) 栄養士 1人以上

(5) 機能訓練指導員 1人以上

(6) 介護支援専門員 1人以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第179条のユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この条において同じ。)及びユニット型指定介護老人福祉施設(那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第54号)第43条のユニット型指定介護老人福祉施設をいう。)を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員及び看護職員(第188条第2項の規定により配置される看護職員に限る。)を除き、入所

者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第1項第6号並びに第181条第1項第3号において同じ。）、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5 第1項第2号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で1人以上とする。

6 第1項第3号の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

7 第1項第3号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で1人以上とする。

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員

(3) 病院 栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

9 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

10 第1項第5号の機能訓練指導員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

11 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第52号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第130条第1項の指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められ

るときは、これを置かないことができる。

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項の指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項の指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは予防基準条例第6条第1項の併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限とする。

15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は予防基準条例第45条第1項に規定する指

定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第83条若しくは第192条又は予防基準条例第45条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあつて、介護支援専門員数は、同号の規定にかかわらず、1人以上（入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人を標準とする。）とする。

第3節 設備に関する基準

第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 1室の居室の定員は、1人とする。ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、4人以下とすることができる。

イ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

ウ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 静養室 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

(3) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとする。

(4) 洗面設備

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 要介護者が使用するのに適したものとする。

(5) 便所

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとする。

(6) 医務室 医療法第1条の5第2項の診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7) 食堂及び機能訓練室

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

イ 必要な備品を備えること。

(8) 廊下幅 1.5メートル(中廊下にあっては、1.8メートル)以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる

ときは、これによらないことができる。

- (9) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

- 2 前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(サービス提供困難時の対応)

- 第154条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(入退所)

- 第155条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するものとする。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入

所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

5 前項の規定による検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

7 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービス提供の記録）

第156条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所する施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該入所又は退所をする者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料等の受領）

第157条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入所者から

利用料の一部として、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額（介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）第13条第3項の要介護旧措置入所者にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について同項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額とする。）とする。次項並びに第182条第1項及び第2項において同じ。）から当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号の食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者（施行法第13条第5項の特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。）にあつては、同項第1号の食費の特定基準費用額。第182条第3項第1号において同じ。）（法第51条の3第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に

支払われた場合は、同条第2項第1号の食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第1号の食費の特定負担限度額。第182条第3項第1号において同じ。）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号の居住費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第2号の居住費の特定基準費用額。第182条第3項第2号において同じ。）（法第51条の3第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号の居住費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第2号の居住費の特定負担限度額。第182条第3項第2号において同じ。）を限度とする。）

(3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第

3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。
（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針）

第158条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

7 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の評価について、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。

（地域密着型施設サービス計画の作成）

第159条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希

望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の目標及びその達成時期、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。

8 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

9 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行うものとする。

10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリン

グ」という。)に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 定期的に入所者に面接すること。

(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(1) 入所者が法第28条第2項の要介護更新認定を受けた場合

(2) 入所者が法第29条第1項の要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準用する。

(介護)

第160条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、
じよくそう
褥瘡が発生しないよう適切な介護を行

うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。

7 指定地域密着型介護老人福祉施設は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

8 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第161条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

（相談及び援助）

第162条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（社会生活上の便宜の提供等）

第163条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

（機能訓練）

第164条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

（健康管理）

第165条 指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

（入所者の入院期間中の取扱い）

第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

（管理者による管理）

第167条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管

理者としての職務を除く。）に従事することができる。

（計画担当介護支援専門員の責務）

第168条 計画担当介護支援専門員は、第159条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

（1） 入所申込者の入所に際し、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

（2） 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。

（3） その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。

（4） 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

（5） 第158条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

（6） 第178条において準用する第39条第2項の苦情の内容等を記録すること。

（7） 第176条第3項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

（運営規程）

第169条 指定地域密着型介護老人福祉施

設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入所定員

(4) 入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(5) 施設の利用に当たっての留意事項

(6) 非常災害対策

(7) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第170条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
(定員の遵守)

第171条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設

備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

第173条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかななければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第174条 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その

業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の規定を遵守させるため必要な措置を講じなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第175条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定地域密着型介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第176条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及

び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（記録の整備）

第177条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1） 地域密着型施設サービス計画

（2） 第156条第2項の提供した具体的なサービスの内容等の記録

（3） 第158条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（4） 次条において準用する第29条の規定による本市への通知に係る記録

（5） 次条において準用する第39条第2項の苦情の内容等の記録

（6） 前条第3項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（7） 次条において準用する第106条第2

項の報告、評価、要望、助言等の記録
(準用)

第178条 第10条、第11条、第13条、第14
条、第23条、第29条、第35条、第37条、
第39条、第42条、第73条、第77条及び第
106条第1項から第4項までの規定は、指定
地域密着型介護老人福祉施設について準
用する。この場合において、第10条第1
項中「第32条に規定する運営規程」とあ
るのは「第169条に規定する重要事項に関
する規程」と、第14条第1項中「指定定期
巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の
開始に際し、」とあるのは「入所の際に」
と、第73条第2項中「この節」とあるのは
「第8章第4節」と、第106条第1項中「小
規模多機能型居宅介護について知見を有
する者」とあるのは「地域密着型介護老
人福祉施設入所者生活介護について知見
を有する者」と、「通いサービス及び宿
泊サービスの提供回数等の活動状況」と
あるのは「活動状況」と読み替えるもの
とする。

第5節 ユニット型指定地域密着
型介護老人福祉施設の基
本方針並びに設備及び運
営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本
方針

(この節の趣旨)

第179条 第1節、第3節及び前節の規定にか
かわらず、ユニット型指定地域密着型介
護老人福祉施設(施設の全部において少
数の居室及び当該居室に近接して設けら
れる共同生活室(当該居室の入居者が交
流し、共同で日常生活を営むための場所
をいう。以下同じ。)により一体的に構成
される場所(以下「ユニット」という。)
ごとに入居者の日常生活が営まれ、これ
に対する支援が行われる指定地域密着型
介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)

の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第2款 設備に関する基準

第181条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(ア) 1室の居室の定員は、1人とすること。ただし、市長が入居者へのサービスの提供上必要と認める場合は、2人とすることができる。

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1つのユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 1室の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

b ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 1つの共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

と。

(2) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとする。

(3) 医務室 医療法第1条の5第2項の診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(4) 廊下幅 1.5メートル(中廊下にあつては、1.8メートル)以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

(5) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項第2号から第5号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

第3款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第182条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入居者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス

費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第1号の食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号の食費の負担限度額)を限度とする。)

(2) 居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号の居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号の居住費の負担限度額)を限度とする。)

(3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第183条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない

い。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

9 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の評価について、第三者による評価を受けるよう努めなければならない。

（介護）

第184条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入

居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

9 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定地域密着型介護

老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第185条 ユニット型指定地域密着型介護

老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福

祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定地域密着型介護老人福

祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定地域密着型介護老人福

祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

（社会生活上の便宜の提供等）

第186条 ユニット型指定地域密着型介護

老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福

祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 ユニット型指定地域密着型介護老人福

祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければ

ならない。

4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

（運営規程）

第187条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

（1）施設の目的及び運営の方針

（2）従業者の職種、員数及び職務の内容

（3）入居定員

（4）ユニットの数及びユニットごとの入居定員

（5）入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

（6）施設の利用に当たっての留意事項

（7）非常災害対策

（8）その他施設の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第188条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員配置を行わなければならない。

（1）昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

（2）夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護

職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第189条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第190条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、第73条、第77条、第106条第1項から第4項まで、第154条から第156条まで、第159条、第162条、第164条から第168条まで及び第172条から第177条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第187条に規定する重要事項に関する規程」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「居宅介護支援が利用者に対し

て行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第73条第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第106条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と、第168条中「第159条」とあるのは「第190条において準用する第159条」と、同条第5号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同条第6号中「第178条」とあるのは「第190条」と、同条第7号中「第176条第3項」とあるのは「第190条において準用する第176条第3項」と、第177条第2項第2号中「第156条第2項」とあるのは「第190条において準用する第156条第2項」と、同項第3号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第190条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第190条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

第9章 〔略〕

第8章 〔略〕

（基本方針）

第151条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準条例第64条に規定する訪問看護の基本方針及び第82条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

第152条～第157条 〔略〕

（指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）

第191条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準条例第64条に規定する訪問看護の基本方針及び第82条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

第192条～第197条 〔略〕

（指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）

第158条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(2) [略]

(3) 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、第160条第1項の看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(4)～(8) [略]

(9) 看護サービス(指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「看護師等」という。)が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。)の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第160条第1項の看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう適切に行わなければならない。

(10)～(11) [略]

第159条～第161条 [略]

(記録の整備)

第162条 [略]

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(2) [略]

(3) 第158条第6号に規定する身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第159条第2項に規定する主治の医

第198条 [略]

(1)～(2) [略]

(3) 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、第200条第1項の看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

(4)～(8) [略]

(9) 看護サービス(指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「看護師等」という。)が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。)の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第200条第1項の看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう適切に行わなければならない。

(10)～(11) [略]

第199条～第201条 [略]

(記録の整備)

第202条 [略]

2 [略]

(1)～(2) [略]

(3) 第198条第6号に規定する身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第199条第2項に規定する主治の医

師による指示の文書 (5) <u>第160条第10項</u>の看護小規模多機能型居宅介護報告書 (6)～(10) [略] (準用) <u>第163条</u> 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第73条、第75条、第78条、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条及び第101条から第107条までの規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第163条</u>において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、第107条中「第83条第6項の表の中欄」とあるのは「<u>第152条第7項各号</u>」と読み替えるものとする。	師による指示の文書 (5) <u>第200条第10項</u>の看護小規模多機能型居宅介護報告書 (6)～(10) [略] (準用) <u>第203条</u> 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第73条、第75条、第78条、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条及び第101条から第107条までの規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「<u>第203条</u>において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、第107条中「第83条第6項の表の中欄」とあるのは「<u>第192条第7項各号</u>」と読み替えるものとする。
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
(那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
- 那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第48号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の配置の基準)	(職員の配置の基準)
第46条 [略]	第46条 [略]
2～13 [略]	2～13 [略]
14 地域密着型特別養護老人ホームに指定	14 地域密着型特別養護老人ホームに指定

地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第152条第1項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項の居宅介護予防事業所(以下これらを「居宅介護予防事業所等」という。)が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該居宅介護予防事業所等に指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第152条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該居宅介護予防事業所等の職務に従事することができる。 15 〔略〕	地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項の居宅介護予防事業所(以下これらを「居宅介護予防事業所等」という。)が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該居宅介護予防事業所等に指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該居宅介護予防事業所等の職務に従事することができる。 15 〔略〕
備考 本則の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 (那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正) 3 那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第50号)の一部を次のように改正する。	

改正前	改正後
(看護師等の員数) 第65条 〔略〕 2～4 〔略〕 5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービス基準条例第152条第10項の指定複合型サービス事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第151条の指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準条例第152条第4項に規定する人	(看護師等の員数) 第65条 〔略〕 2～4 〔略〕 5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービス基準条例第192条第10項の指定複合型サービス事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第191条の指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準条例第192条第4項に規定する人

員に関する基準を満たすとき(前項の規定により第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定訪問看護事業者は、第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	員に関する基準を満たすとき(前項の規定により第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定訪問看護事業者は、第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
備考 本則の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

- 4 那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(従業者の員数等) 第45条 [略] 2～4 [略] 7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅事業所(居宅介護予防事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する居宅介護予防事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(基準条例第152条第1項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。))により設置される当該居宅介護予防事業所以外の居宅介護予防事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)であって当該居宅介護予防事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下「サテライト型居宅介護予防事業所」という。)の訪問サービスにあたる従業者については、本体事業所の職員により当該居宅介護予防事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1	(従業者の員数等) 第45条 [略] 2～4 [略] 7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅事業所(居宅介護予防事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する居宅介護予防事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(基準条例第192条第1項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。))により設置される当該居宅介護予防事業所以外の居宅介護予防事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)であって当該居宅介護予防事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下「サテライト型居宅介護予防事業所」という。)の訪問サービスにあたる従業者については、本体事業所の職員により当該居宅介護予防事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1

人以上とすることができる。 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型居宅介護予防事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者（基準条例第152条第1項の看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）により当該サテライト型居宅介護予防事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う従業者を置かないことができる。 9～13 [略] （管理者） 第46条 [略] 2 [略] 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2の老人デイサービスセンターをいう。）、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（基準条例第154条の指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、居宅介護予防事業所等（以下これらを「介護事業所等」という。）の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第73条第2項及び第74条において同じ。）として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	人以上とすることができる。 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型居宅介護予防事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者（基準条例第192条第1項の看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）により当該サテライト型居宅介護予防事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う従業者を置かないことができる。 9～13 [略] （管理者） 第46条 [略] 2 [略] 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2の老人デイサービスセンターをいう。）、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（基準条例第194条の指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、居宅介護予防事業所等（以下これらを「介護事業所等」という。）の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第73条第2項及び第74条において同じ。）として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
備考 本則の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

那覇市条例第48号
平成27年10月 2 日

那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考	
1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。	
2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

民生及び税務に関するもの

1～4 [略]

5 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下この項において「法」という。)及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(5) [略]			
(6)	住民基本台帳法施行令第30条の18第1項に規定する住民基本台帳カードの再交付	[略]	

6～8 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

民生及び税務に関するもの

1～4 [略]

5 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下この項において「法」という。)及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下この項において「番号法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(5) [略]			
(6)	住民基本台帳法施行令第30条の18第1項に規定する住民基本台帳カードの再交付	[略]	
(7)	<u>番号法第7条第1項に規定する通知カードの再交付</u>	<u>通知カードの再交付手数料</u>	<u>1件につき500円</u>

6～8 [略]

第2条 那覇市手数料条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考	
1 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
3 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

民生及び税務に関するもの

1～4 [略]

- 5 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下この項において「法」という。)及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下この項において「番号法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(4) [略]			
(5)	<u>法第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードの交付</u>	<u>住民基本台帳カードの交付手数料</u>	<u>1件につき500円</u>
(6)	<u>住民基本台帳法施行令第30条の18第1項に規定する住民基本台帳カードの再交付</u>	<u>住民基本台帳カードの再交付手数料</u>	<u>1件につき500円</u>
(7)	番号法第7条第1項に規定する通知カードの再交付	[略]	

6～8 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

民生及び税務に関するもの

1～4 [略]

- 5 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下この項において「法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下この項において「番号法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(4) [略]			
(5)	<u>番号法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付</u>	<u>個人番号カードの再交付手数料</u>	<u>1件につき800円</u>
(6)	番号法第7条第1項に規定する通知カード	[略]	

	ドの再交付	
--	-------	--

6～8 [略]

付 則

この条例中、第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

那覇市条例第49号

平成27年10月2日

那覇市シルバーワークプラザ条例を廃止する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市シルバーワークプラザ条例を廃止する条例

那覇市シルバーワークプラザ条例(平成17年那覇市条例第48号)は、廃止する。

付 則

この条例は、平成27年10月10日から施行する。